

中国におけるレアアース輸出管理の 新たな動向—レアアース関連品目管 理の域外適用

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2026年2月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
上海事務所
調査部

【免責条項】

本レポートは、長島・大野・常松法律事務所に委託し、作成したものです。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2025年10月9日、中国商務部はレアアースの輸出管理に関する4件の公告（56号、57号、61号、62号）を発表した¹。現時点では、4件の公告は、いずれも10月30日に実施された米中貿易協議の合意により2026年11月10日まで一時的に実施停止とされている。これらのうち、61号公告（域外関連レアアース品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告）（以下「61号公告」）は、中国国外の組織や個人を管理対象とするレアアース再輸出規制となっている。本稿では、61号公告の概要を解説し、日系企業への影響を分析した上で、日系企業にとって注意すべき点を説明する。

1. 61号公告のポイント

1.1 適用行為

中国国外の組織や個人（以下「国外輸出事業者」）が中国以外の国・地域へ特定のレアアース品目（下記1.2を参照）を輸出する場合、中国商務部から輸出許可を取得する必要がある。

1.2 適用範囲

（1）中国原産レアアースの成分を含有する域外製品

域外で製造された特定製品（61号公告附属書1の第二部分に記載されている品目、下記リストを参照）であって、中国原産のレアアース特定品目（61号公告附属書1の第一部分に記載されている品目、下記図表を参照）を含有、集成または混合しており、かつ、その中国原産のレアアース品目の価値比率が、域外で製造された特定製品の総価値の0.1%以上に達するもの。つまり、一定の比率以上の中国原産レアアースを含んだ製品は、レアアース品目として再輸出規制の対象となるということであり、両用品目輸出管理条例49条1号に基づきより具体的な規定を定めたものといえる。米国の輸出管理規制（EAR）におけるデミニマスルールに相当するものであるが、閾値の基準が極めて低いことに特徴がある。

61号公告附属書1

品目リスト

第一部分

金属サマリウム、金属ジスプロシウム、金属ガドリニウム、金属テルビウム、金属ルテチウム、金属スカンジウム、金属イットリウム、サマリウムコバルト合金、テルビウム鉄合金、ジスプロシウム鉄合金、テルビウムジスプロシウム鉄合金、酸化ジスプロシウム、酸化テルビウム。

第二部分

一、希土類永久磁石材料

1. サマリウムコバルト永久磁石材料；
2. テルビウム含有ネオジウム鉄ボロン永久磁石材料；

¹ 56号公告および62号公告に関しては、別稿の解説（「中国レアアース輸出管理の新たな動向—レアアース関連設備・原材料・技術の輸出管理強化」）をご参照ください。

3. ジスプロシウム含有ネオジウム鉄ボロン永久磁石材料；
 4. 以上の材料を含有する部品、コンポーネント、アセンブリ。
- 二、希土類ターゲット材
1. サマリウム含有ターゲット材：
 - a. サマリウムターゲット；
 - b. サマリウムコバルト合金ターゲット；
 - c. サマリウム鉄合金ターゲット。
 2. ガドリニウム含有ターゲット材：
 - a. ガドリニウムターゲット；
 - b. ガドリニウム鉄合金ターゲット；
 - c. ガドリニウムコバルト合金ターゲット；
 3. テルビウム含有ターゲット材：
 - a. テルビウムターゲット；
 - b. テルビウムコバルト合金ターゲット；
 - c. テルビウムジスプロシウム鉄合金ターゲット。
 4. ジスプロシウム含有ターゲット材：
 - a. ジスプロシウムターゲット；
 - b. テルビウムジスプロシウム鉄合金ターゲット。
 5. ルテチウムターゲット。
 6. スカンジウムターゲット。
 7. イットリウム含有ターゲット材：
 - a. イットリウムターゲット；
 - b. イットリウムアルミニウム合金ターゲット；
 - c. イットリウムジルコニウム合金ターゲット。

(2)中国原産のレアアース技術を使用する品目

中国原産のレアアースの採掘、製錬・分離、金属精錬、磁性材料製造、リサイクルに関する技術を使用して域外で生産された特定品目（61号公告附属書1の第一部分および第二部分に記載されているもの、上記リストを参照）。両用品目輸出管理条例49条2号に相当するものであり、米国EARの外国直接製品ルール（FDP）に相当するものがレアアース関連技術について具体的に規定されたものといえる。

(3)中国原産品目

中国原産の61号公告附属書1の第一部分および第二部分に記載されているもの。両用品目輸出管理条例49条3号に相当するもの。

1.3 適用手続

国外輸出事業者は、「両用品目輸出管理条例」16条²および中国商務部両用品目輸出許可審査システム（中国商務部が設立・運営している、両用品目輸出許可申請のためのオンラインシステム）³の要求に従って関連文書を提出しなければならない。関連文書は中国語でなければならない。

申請方法については、国外輸出事業者は、自ら直接に申請文書を提出するほか、中国国内に所在する企業、法律事務所などの仲介サービス機構、商会、協会などに委託して手続を行うこともできる。

1.4 許可基準

61号公告においては、輸出申請のエンドユーザーおよび最終用途に応じて、下記の異なる許可の基準が示されている。

(1)原則不許可

- a.域外の軍事ユーザーへの輸出申請
- b.輸出管理リスト/注視リストに掲載された輸入事業者・エンドユーザー（その50%以上の持分を有する子会社などを含む）への輸出申請
- c.大量破壊兵器およびその運搬工具の設計・開発・生産・使用、テロ目的、軍事用途または軍事能力の向上を最終用途とする輸出申請

(2)個別審査が必要

最終用途が14ナノメートル以下のロジックチップまたは256層以上のメモリーチップの研究開発・生産、上記半導体の製造プロセスの製造設備・試験設備・材料、または潜在的な軍事用途を有する人工知能の研究開発の場合、個別審査が必要とされる。ただし、現時点では、上記の個別審査と通常の許可審査との間に具体的にどのような違いがあるかは明確になっていない。

(3)許可申請不要（事後報告）

最終用途が、緊急医療、公衆衛生突発事件への対応、自然災害救助などの人道主義的救援の場合、国外輸出事業者は、輸出許可を申請する必要がないが、輸出後10営業日以内に中国商務部への事後報告および関係輸出品目が中国の国家安全および利益を損なう用途に使用しないとの誓約が必須とされる。

² 第十六条 輸出事業者が個別許可を申請する際、書面方式又は電子データ方式で國務院商務主管部門に申請を出し、両用品目輸出申請表をありのままに記入し、かつ以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 申請者の法定代表人、主要経営管理人および担当者の身分証明；
- (二) 両用品目の輸出に関わる契約書、協議書の副本又はその他の証明文書；
- (三) 両用品目の技術説明又は検査報告；
- (四) 両用品目のエンドユーザーと最終用途証明書；
- (五) 國務院商務主管部門が提出を求めるその他の資料。

輸出者が両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好で、関連する両用品目輸出記録と比較的固定した輸出ルートとエンドユーザーを持っている場合、國務院の商務主管部門に包括許可を申請することができる。包括許可の申請は前項に規定した資料の他に、さらに以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度の運用状況の説明；
- (二) 両用品目輸出許可証の申請・受領と使用状況の説明；
- (三) 両用品目の輸出ルートとエンドユーザーの関連状況の説明。

³ 中国商務部両用品目輸出許可審査システム:<http://ecomp.mofcom.gov.cn>

(4)通常の許可審査

(1)、(2)、(3)以外の場合、通常の審査による事前許可が必要となる。

2. その他の輸出・再輸出コンプライアンス義務

61号公告では、国内輸出事業者および国外輸出事業者に対して、以下のコンプライアンス義務も要求されている。

(1)中国国内の輸出事業者がレアアース関連品目を輸出する際、最終仕向国または地域を申告するとともに、海外の輸入業者およびエンドユーザーに対して「コンプライアンス告知書」(61号の公告附属書2)⁴を発行しなければならない。

(2)国外輸出事業者が61号公告で管理対象とされている品目を移転または輸出する際、下流の受領者に対して「コンプライアンス告知書」を発行しなければならない。

3. 日系企業への影響

61号公告の適用範囲はかなり広く、上記の通り米国輸出管理規制(EAR)と同様の基準が設定された上で、デミニマスルールの閾値が0.1%とかなり低く設定されている(ただし、「製品の総価値の0.1%」を具体的にどのように計算するかは不明確である)こともあり、将来的にもし同公告が実施されることになった場合には、かなり幅広く中国の再輸出規制がかかることになりかねない。

他方で、公布後まもなく実施が一時停止されたこともあり、61号公告の運用や適用に関しては不明な点がなが多いと言わざるを得ず、再開するか否かも含め決まっていないため、今後1年の間、どのタイミングで細則が出てくるか(あるいは、そもそも出てくるか)も明らかでない。

4. 日系企業にとっての注意事項

現在、61号公告は一時的に施行が停止されている。しかし、今後、再度施行されることになったときに適切に対応できるようにするために、自社のサプライチェーンを把握したうえで、自社製品または中国以外の国から輸入される製品に含まれるレアアースやその関連品目の種類、原産地など(特に中国産のレアアース品目、または中国の技術に基づき生産されたレアアース品目を使用していないかなど)の精査が必要と考えられる。

⁴ 61号の公告附属書2に記載されている「コンプライアンス告知書」のひな型では、①中国以外の国および地域への輸出する際に中国商務部による輸出許可の取得が必要である、②受領者に対してコンプライアンス告知書を発行することが記載されている。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250045>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-5181

E-mail：ORG@jetro.go.jp